

## ○産業建設委員長報告

産業建設委員長 大石 美智子

産業建設委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第23号 鳴門市市道の構造の技術的基準及び市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部改正について」ほか議案1件であります。

当委員会は、3月3日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案2件については、いずれも原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について、ご報告申し上げます。

---

まず、「議案第23号 鳴門市市道の構造の技術的基準及び市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部改正について」は、道路構造令の一部改正に伴い、引用条項の改正を行うものであります。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

---

次に、「議案第24号 鳴門市森林環境基金条例の制定について」は、森林の有する公益的機能の維持増進に資するため、新たに基金を設置するものであります。

委員からは、森林環境税の課税額について質疑があり、理事者からは、令和6年度から1人あたり1,000円課税されることとなっている、との説明がありました。

また、委員からは、森林環境税の納税義務者について質疑があり、理事者からは、個人住民税の均等割の納税義務者である、との説明がありました。

次に、委員からは、森林環境譲与税の配分率について質疑があり、理事者からは、50%が私有林人工林面積の比率、20%が林業就業者数の比率、30%が人口の比率によって配分されることとなっており、私有林人工林面積の比率による配分については、林野率の高い市町村は1.3倍から1.5倍の補正がかかることとなっている、との説明がありました。

次に、委員からは、これまでの森林環境譲与税を活用した本市の事業については、林道維持修繕が多いが、本来の目的からすると人材育成や担い手の確保、木材利用の促進などを進めていくべきではないのか、との質疑があり、理事者からは、森林環境譲与税を有効に活用する方法として基金を創設するため、これを利用し、開発とのバランスを保ちながら森林の保全を進めていきたい、との説明がありました。

また、委員からは、森林環境譲与税の使い道については、しっかりと計画を立て進めていってほしい、県とも協力して担い手確保や人材育成を行うべきである、との意見があり、理事者からは、今後、森林所有者に意向調査等を行い、基金も含めて活用について検討していきたい、との説明がありました。

次に、委員からは、基金の原資は森林環境譲与税のみなのか、との質疑があり、理事者からは、現在のところ、毎年譲与される森林環境譲与税の残余のみを積み立てていく予定である、との説明がありました。

また、委員からは、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」により令和5年度まで引き上げられている個人住民税の引き上げ分と令和6年度から課税される森林環境税の課税額の差について質疑があり、理事者からは、現在、個人住民税の

均等割が1,000円引き上げられており、令和6年度から課税される森林環境税も同額となっている、との説明がありました。

次に、委員からは、森林環境基金の上限額について質疑があり、理事者からは、上限については現在のところ考えていない、との説明がありました。

また、委員からは、今後の森林環境譲与税の譲与額について質疑があり、理事者からは、これから先、大きく増えることはないが、県と市への配分割合が変更されることが示されており、森林環境税の賦課徴収が始まる令和6年度までの間は市の割合が増えていくことが想定される、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

---

以上が、当委員会の審査概要であります。

よろしくご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。